

第11回 広島県事業評価監視委員会質疑応答概要

日時: 平成13年10月24日(水)14:30~15:50

場所: 県庁北館4階 第3委員会室

議題(1): 抽出9事業の重点審議について

土木建築部	一般国道375号(日下拡幅)道路特殊改良事業	【三次市】
	三田谷川 通常砂防事業	【高宮町】
	土生港土生地区 地方港湾修築事業	【因島市】
	広島港御幸松地区 港湾局部改良事業	【広島市】
	竹原港沖辺地区 港湾海岸高潮対策事業	【竹原市】
農林水産部	和草地区 ほ場整備事業	【久井町】
	三河地区 かんがい排水事業	【大和町, 久井町】
	重井地区 畑地帯総合整備事業	【因島市】
	大力谷清武線 民有林道開設事業	【豊栄町, 三和町】

議題(2): その他

委員会の公開について

【土木建築部所管5事業】

- A委員** いずれの事業に関しても、その多くは環境面における評価手法の確立が求められているが、県及び国の取り組み姿勢はどうか。
- 土木建築部長** 今後の検討課題だと受け止めている。
- B委員** 環境の評価は当然に、今後の公共事業の優先順位づけのためのリスク評価を含めた緊急性の評価も重要である。例えば自然災害の発生についても、起きるか起きないかということではなくて、発生の確率とその時の被害の大きさというインパクトの積によってリスクを評価しないと、緊急性や必要性による順位付けが難しい。
すぐに結論が出るものではないが、極めて重要な課題と思われる。
- 委員長** 環境と同列にリスクのランク付けも評価する必要があるということですね。
- B委員** 非常に平たく言えば、被災人口による優先順位付けも、もちろん必要だが、未だなお研究の余地があると思われる。
- 港湾企画整備室長** 放置艇対策については、収容施設を整備することによる地域の環境の向上効果を地域住民の環境改善に伴う支払い意思額によって環境便益を出している。今回試算に用いた意思額は、都市部の特定重要港湾におけるアンケート調査の結果によるものであるが、現在のところ、こういった手法しかない。

また、竹原港沖辺地区の干潟による環境便益については試算できていないが、平成13年3月に策定した「広島県の瀬戸内海の環境保全創造プラン」に沿って順次、環境改善を図っていく方針である。

委員長 一例ではあるが、定量的な評価もしているということか。

A委員 創造プランによって整備の方向性は定まっているが、費用対効果の分析というところまでは、至っていない。方法論の確立とともに、事例研究の積み重ねも必要と思われる。

委員長 環境改善のために、市民が支払う意思額により算定していることについてはどうか。

A委員 この方法では、ケースによって支払額の差が大きい。国でも検討中であるが、広島県をはじめ多くの研究事例の積み重ねが大事と思われる。

委員長 他に気になることとしては、国道375号日下拡幅における現在交通量の減少であるが、これだけを見れば、道路整備の必要性が薄くなっている感じがするがいかがか。

B委員 この事業について、もう少し積極的に継続を支持するとすれば、異常気象時には冠水して通行不能となる状況下で、事業効果として交通ネック箇所の解消効果が挙げられるが、便益にはこの評価指標がないため評価されていない。

このような効果が評価されれば、必要性についてももう少し説明できると思われる。

委員長 これはひとまずこのままにしておきましょう。

B委員 放置艇対策について、放置艇の収容による環境問題の解消の利益はあるにせよ、一部の愛好家の利益が大きいため、受益者負担について少し考える必要があると思う。

県としてこの種の事業におけるPFI手法の導入についてはいかに考えているか。

港湾企画整備室長 今後の港湾施設整備については、岸壁の背後の上屋とか倉庫、荷さばき施設については民間主導のPFI手法を導入する必要がある。

また、プレジャーボートなどのサービス施設についても、PFI手法を極力導入していく方向にある。

現在県においても、プレジャーボート基地の1か所について、PFI導入を考えているところであるが、第三セクター方式で行った観音マリーナの例からも、PFIによれば係船料、使用料がかなり高くなる。今のところは高級艇が入るようなマリーナについては積極的にPFIを導入し、一般の簡易係留施設については、低料金で収容できる施設を導入したいと考えている。

ただ現状の景気先行き不透明の中、民間には参入できる業者がないので、支援策として海面の使用料を減免したりしているが、施設費、運営費だけでも使用料が高額になるため、なかなか実現が難しいところである。

委員長 御審議ありがとうございました。

以上の意見の趣旨等は、意見具申に反映したいと思います。

【農林水産部所管4事業】

委員長 四つの事業全てに関わる事であるが、農産物の安定供給、国土保全、生活環境の改善、洪水調節効果等未だに効果を評価していない項目については、早急に定量評価

できるようにする必要がある。

定量化した以外にもこういう効果があるという定性的な表現に終わっているが、県独自でも定量化する方向で検討したほうが良い。恐らくいずれは土木建築分野と農林分野を同じ土俵の上で優先順位を決めていく時期が来ると思うが、同じ評価方法によらなければ緊急性を考慮した着手順序を決めにくいと思う。

定量的評価方法の速やかな検討を図りたい。

A委員

委員長が言われるとおり、土木建築部所管事業と農林水産部所管事業とでは、評価の方法が基本的に異なる。

農林水産部の場合は、公共事業により生産性を高め、その生産性の向上と事業費の対比により有効性を検討しているが、問題として骨子にもあるように、そもそも農業の事業そのものの生産性が収益事業として成り立っていなければ、費用対効果の検討が行えないという点にある。

土木建築部の場合は、時間短縮等の便益向上と公共事業の費用との対比により算定しているが、問題点としては車の移動による排気ガスや騒音等の社会的費用やドライバーの投入費用が考慮されていないなど便益側面だけで評価されている点である。

このように、評価の方法が基本的に異なっている。

共通の土俵に乗せていくことは、大きな課題であるが、費用から生まれる事業パフォーマンスの大小については、情報化する必要があると考える。

委員長

現在のB/Cの計算方法についても、まだ確立された形にはなっていない。よって数値は参考程度の段階であるように思える。

C委員

同じ公共事業でも、農林水産部の事業、特にほ場整備等の整備対象は、私有財産が大部分である。この投資により生まれる社会的利益を算定する場合、現在の評価方法では同等に評価できないと思う。

D委員

先日のほ場整備事業の現地調査では、立派な農道や水路が設置されているが、その受益を費用を負担していない不参加の農地も受けていることが分かった。その辺に矛盾を感じた。

受益者全員が負担する仕組みづくりが望まれる。

委員長

評価に関する課題は残っているが、現状では資料にあるような評価の方法しかないということで御理解いただきたい。

C委員

因島の畑地総合整備事業では、市の財政悪化により負担金が払えないため、遅延している状況であるが、果たして事業の緊急性は高いのか。

必要性は理解できるが、条件が整うまで順番を後に回して、他の事業を行う方が良いのではないか。

生活基盤室長

重井地区については、ダムは未着工であるが、パイプラインや農道については、現在進行している。

委員長

今後の見通しはどうか。

生活基盤室長

因島市の財政状況指標である公債比率については、平成3年度は13.4%であったが、平成8年度には、24.6%と悪化した。この状況下においては、巨額のダム工事の着手は見送り、他の関連工事を行った。

しかし、現在においては15%と財政上の危険ラインは脱しているため、今のところ平成15年には着手できる見通しである。

C委員

他者から見れば、緊急性が薄く、事業の効率性からも問題があると感じられるので、十分調整を取っていただきたい。

委員長

ほかに御意見はありますか。

C委員

個々の事業については、検討されたとおり、現計画により速やかに実施すべしという意見であるが、今後の事業に活かして欲しいこととして、工期設定について私見を申し上げる。

工期は、一定のルールがあるのか、それともそれぞれの事業量、難易度あるいは予算配分とか、いろいろな条件を勘案して定められていることと思うが、事業再評価では、10年以上の長期の事業が非常に多い。評価手法の中心は費用対効果であり、工期が長引けば効果は半減する。

また、事業に協力する側の体制も弱まってくるなど、いろいろな弊害が出てくる。

したがって、できるだけ重点的に予算を配分して、早く供用開始ができて実効が上がるように工夫して欲しい。最近のように非常に速く世の中が変わっていく時代では、採択時に幾ら効果があっても、完成時には効果が出ないという感が強い。

したがって、これから工期を10年以下で完成されるような方法を研究して欲しい。

例えば合理的な工区を分けてやるとか、方法はいろいろあろうと思う。

委員長

この委員会の効果の一つとして、新規公共事業に対する教訓的影響がある。

事業再評価の対象にならないようにするためには、これまで以上に慎重かつ合理的に計画し、実行しないといけなくなる。

事務当局も再度念頭に置いて、今後の事業執行に活かして欲しい。

農林部門についても意見の趣旨を意見具申に反映したいと思う。

意見具申書については、11月中に委員長試案を作成し、委員の皆さんにお届けしたい。

皆さんの御意見を伺い、合意が得られれば、正式な意見具申書として、年内に意見具申をしたいと思う。

【委員会の公開について】

次回の委員会から会議への県民の傍聴を認めることで合意。

傍聴に伴う運営方法は、「知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則」による。